

令和5年9月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 茨木市公平委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 2 茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 3 茨木市市税条例の一部改正について
- 4 茨木市国民健康保険条例の一部改正について
- 5 茨木市立児童発達支援センター条例の一部改正について
- 6 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 7 茨木市都市公園条例等の一部改正について
- 8 茨木市火災予防条例の一部改正について
- 9 令和4年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 10 令和4年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 11 市道路線の認定について
- 12 市道路線の変更について
- 13 市道路線の廃止について
- 14 工事請負契約締結について（合同庁舎内装改修工事）
- 15 動産取得について（現場用作業車2t洗浄車）
- 16 令和5年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第3号）

(認定)

- 1 令和4年度大阪府茨木市一般会計決算認定について

- 2 令和4年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について
- 3 令和4年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 4 令和4年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について
- 5 令和4年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について
- 6 令和4年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について
- 7 令和4年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

(報 告)

- 1 茨木市事務報告について
- 2 令和4年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 3 令和4年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 4 令和4年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
- 5 放棄した債権の報告について

議案第60号	茨木市公平委員会委員選任につき同意を求めることについて	【人事課】
<p>○ 現委員 <small>まつ かわ ただ き</small> 松川 正毅</p> <p>○ 任 期 令和5年10月26日任期満了 初就任 令和元年10月27日就任 1期目（任期4年）</p> <p>○ 選任予定者</p>		
議案第61号	茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて	【人事課】
<p>○ 現委員 <small>なか たけ お</small> 仲 猛夫</p> <p>○ 任 期 令和5年9月24日任期満了 初就任 平成23年9月25日就任 4期目（任期3年）</p> <p>○ 選任予定者</p>		

○ 地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

- ① 国税として森林環境税を個人市民税と併せて賦課・徴収する旨を規定（1,000円／人）
- ② 個人市民税の賦課に必要となる扶養親族等申告書の記載事項を簡略化
- ③ 個人市民税に係る減免の規定を改正
 - ・ 災害時における減免について、罹災証明により被害の程度に応じた減免割合とする旨を規則において規定
 - ・ 減免対象について、社会情勢を踏まえて障害者、未成年者、寡婦に加え、ひとり親を追加
- ④ 軽自動車税種別割について、最高速度20km/h以下等の要件を満たす3輪以上の特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に係る税率を3,700円/台から2,000円/台に変更
- ⑤ 自動車メーカー等の不正行為を起因とする場合において、軽自動車税環境性能割・種別割に係る本来納付すべき金額との差額について、自動車メーカー等が納付する額への加算割合を変更（加算割合：10%→35%）
- ⑥ 軽自動車税のグリーン化特例について、環境性能の優れた軽自動車の普及を促進するため、適用期限を3年延長（適用期限：令和4年度末→令和7年度末）
- ⑦ マンションの適正な管理を推進するため、長寿命化のために行う大規模修繕工事を、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに実施した一定要件を満たすマンションにおいて、固定資産税の2分の1を翌年度に限り減額する旨を規定

- ・ 施行日
- | | |
|-----|----------|
| ④⑥⑦ | 公布の日 |
| ①⑤ | 令和6年1月1日 |
| ③ | 令和6年4月1日 |
| ② | 令和7年1月1日 |

議案第63号	茨木市国民健康保険条例の一部改正について	【保険年金課】
<p>○ 国民健康保険法等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 出産する被保険者の国民健康保険料の均等割額・所得割額を免除する旨を規定 [免除期間] <ul style="list-style-type: none"> 出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間 (多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から6か月間) ・ 施行日 令和6年1月1日 		
議案第64号	茨木市立児童発達支援センター条例の一部改正について	【発達支援課】
<p>○ 児童福祉法の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①児童発達支援センターの地域における中核的役割が明確化されたことに伴い、同センターの設置規定を児童福祉法を参照する旨に改正 ②障害児通所支援における児童発達支援の区分が一元化されたことに伴い、引用する法律の項ずれの改正 ・ 施行日 令和6年4月1日 		

議案第65号	茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 【保育幼稚園総務課】
<p>○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園の認定等の手続の改正に伴い、特定教育・保育の取扱方針において、引用する法律の項ずれの改正 ・ 施行日 令和5年9月16日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日 	
議案第66号	茨木市都市公園条例等の一部改正について 【共創推進課、北部整備推進課、公園緑地課】
<p>○ 都市公園の利用手続の円滑化等を図るための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①国通知を受け、占用手続の効率化を図るため、イベントの実施時等に指定管理者（中央公園南広場及びダムパークいばきた）が行為許可と同時に、仮設工作物（ステージ等）に対する定型的な占用の許可を行える旨を規定 ②公園内を占用する施設等の設置に係る使用料について、本条例において明確に設定 ③飲食店、売店等の収入を伴う事業を公園で行う場合の設置等の許可に係る使用料について、事業者の提案を踏まえ、条例で定める額以上で市長が定める額を徴収できる旨を規定 ・ 施行日 ①の一部、② 令和5年11月1日 ①の一部、③ 令和6年 4月1日 	

○ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴う所要の改正

・主な改正内容

①電気自動車等の普及を促進するため、急速充電設備の整備等に係る規定の改正

ア 急速充電設備の取扱いの規定の変更

- ・一般的に利用できる急速充電設備の範囲を拡充
(最大出力200キロワット以内の上限を撤廃)
- ・充電対象となる電気自動車等の範囲に船舶等を追加
- ・分離型の急速充電設備に充電ポストを含む旨を規定

イ 充電ポストの整備に係る規制を緩和

- ・筐体（箱）の材質を不燃性の金属材料以外でも可とする旨を規定
- ・屋外への設置について、建築物から3メートル以内でも可とする旨を規定

ウ 急速充電設備を緊急に停止できる装置を速やかに操作できる箇所に設けなければならない旨を規定

②蓄電池設備の普及を促進するため、蓄電池設備について定める規定の改正

ア 規制の対象となる蓄電池設備の区分方法をアンペアアワー・セルの単位から、蓄電池容量（キロワット時）に改めるとともに、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び出火防止措置を講じ、J I S規格に適合したもので10キロワット時を超え20キロワット時以下のものを規制対象から除外する旨を規定

イ 屋外に蓄電池設備を設置する場合、雨水等の浸入防止措置が講じられた筐体（箱）への収納を可とする旨を規定

③喫煙等に係る規定の改正

ア 「喫煙所」の標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよい旨を規定

イ 「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号は、国際標準化機構又は日本産業規格に適合するものとする旨を規定

④対象火気設備等の離隔距離を定める規定に、固体燃料を用いた厨房設備（炭火焼き器）の離隔距離を追加

・施行日 ③ 公布の日

① 令和5年10月1日

②④ 令和6年1月1日

議案第68号	令和4年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について 【下水道総務課】
<p>○ 地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分額 317,990,314円 処分方法 減債積立金への積立て及び資本金への組入れ 	
議案第69号	令和4年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 【水道総務課】
<p>○ 地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分額 652,436,754円 処分方法 資本金への組入れ 	
議案第70号	市道路線の認定について 【建設管理課】
<p>○ 新規路線整備に伴う路線認定 18路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発等により移管を受けたもの 14路線 ・ 認定依頼を受けたもの 4路線 	

議案第71号	市道路線の変更について	【建設管理課】
<p>○ 開発等に伴う既認定の起終点の変更 13路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発等により移管を受けたもの（起終点変更） 7路線 ・ 認定依頼を受けたもの（起終点変更） 6路線 		
議案第72号	市道路線の廃止について	【建設管理課】
<p>○ 新規路線整備に伴う路線廃止 2路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発等に伴い廃止するもの 2路線 		
議案第73号	工事請負契約締結について（合同庁舎内装改修工事）	15頁参照 【総務課、契約検査課、建築課】
<p>○ 契約の方法 一般競争入札</p> <p>○ 契約の金額 260,920,000円</p> <p>○ 契約の相手方 茨木市豊川四丁目9番10号 木本建設株式会社 代表取締役 <small>きもと じょうじ</small> 木本 譲二</p> <p>○ 工事場所 茨木市東中条町2番13号</p> <p>○ 工事内容 内装改修工事、便所改修工事、外構工事</p> <p>○ 工事完了予定日 令和6年9月30日</p>		

議案第74号	動産取得について (現場用作業車 2 t 洗浄車)	【契約検査課、建設管理課】
--------	---------------------------	---------------

- 契約の方法 指名競争入札
- 取得の金額 23,098,900円
- 取得の相手方 茨木市五日市一丁目1番9号
株式会社 桂オート
代表取締役 桂 恵一
かつら けい いち
- 取得の物件及び目的
 - ・物件 現場用作業車 2 t 洗浄車 (1台)
 - ・目的 経年劣化が進んでいる洗浄車を更新し、上中条分室の地域の工事センターに配置する。

議案第75号	令和5年度大阪府茨木市一般会計補正予算 (第3号)	【財政課】
--------	---------------------------	-------

- 補正額 1,293,424千円 (補正後 114,830,783千円 - 補正前 113,537,359千円)
- | | |
|--|---|
| <p>〈歳入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税 118,410千円 ・国庫支出金 199,357千円 ・府支出金 297千円 ・繰越金 391,760千円 ・市債 583,600千円 | <p>〈歳出〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 3,856千円 ・物件費 378,913千円 ・補助費等 167,712千円 ・投資的経費 742,943千円 |
|--|---|
- ・継続費補正

(追加) 待機児童保育室整備事業	289,316千円
(追加) 中学校営繕事業	317,766千円
(変更) J R 総持寺駅周辺整備事業	30,000千円
 - ・繰越明許費補正

(追加) 待機児童保育室空調設備改修事業	60,390千円
(追加) 保育所整備事業	45,669千円
(追加) 道路維持事業	28,000千円
(追加) 道路簡易舗装事業	25,400千円
(追加) 安威川ダム周辺整備事業	7,000千円
(追加) 小学校維持補修事業	165,784千円
(追加) 中学校維持補修事業	71,980千円
- 総額・年割額変更

認定第1号	令和4年度大阪府茨木市一般会計決算認定について	【会計室】
		(令和3年度)
・歳入決算額	115,491,776,028円	(112,307,635,318円)
・歳出決算額	112,677,976,053円	(110,100,822,685円)
・歳入歳出差引額	2,813,799,975円	(2,206,812,633円)
・翌年度へ繰越すべき財源	1,830,040,253円	(1,261,068,332円)
・実質収支	983,759,722円	(945,744,301円)
認定第2号	令和4年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について	【会計室】
		(令和3年度)
・歳入決算額	4,988,618,993円	(5,079,618,875円)
・歳出決算額	79,846,921円	(91,155,365円)
・歳入歳出差引額	4,908,772,072円	(4,988,463,510円)
認定第3号	令和4年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について	【会計室】
		(令和3年度)
・歳入決算額	28,112,689,754円	(28,410,716,547円)
・歳出決算額	26,950,679,818円	(27,273,300,987円)
・歳入歳出差引額	1,162,009,936円	(1,137,415,560円)
認定第4号	令和4年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	【会計室】
		(令和3年度)
・歳入決算額	4,939,038,629円	(4,539,251,835円)
・歳出決算額	4,743,123,299円	(4,370,181,173円)
・歳入歳出差引額	195,915,330円	(169,070,662円)

認定第5号	令和4年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について	【会計室】
(令和3年度)		
・歳入決算額	21,447,298,355円	(20,761,605,649円)
・歳出決算額	20,994,249,682円	(20,449,860,300円)
・歳入歳出差引額	453,048,673円	(311,745,349円)
認定第6号	令和4年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について	【下水道総務課】
(令和3年度)		
〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く		
・収入決算額	6,722,631,903円	(6,786,149,666円)
・支出決算額	5,716,978,951円	(5,662,214,718円)
・収入支出差引額	1,005,652,952円	(1,123,934,948円)
〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む		
・収入決算額	1,987,837,296円	(1,761,734,480円)
・支出決算額	4,035,925,851円	(4,109,120,563円)
・収入支出差引額	△2,048,088,555円	(△2,347,386,083円)
※ 資本的収入額（翌年度繰越額に係る財源充当額を除く）が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補てん		
認定第7号	令和4年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について	【水道総務課】
(令和3年度)		
〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く		
・収入決算額	5,494,623,666円	(5,410,717,136円)
・支出決算額	4,825,738,531円	(4,775,038,067円)
・収入支出差引額	668,885,135円	(635,679,069円)
〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む		
・収入決算額	604,119,439円	(743,324,523円)
・支出決算額	2,150,648,989円	(2,002,358,006円)
・収入支出差引額	△1,546,529,550円	(△1,259,033,483円)
※ 資本的収入額（翌年度繰越額に係る財源充当額を除く）が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金及び過年度分損益勘定留保資金で補てん		

報告第17号	茨木市事務報告について	【政策企画課】
○ 令和4年4月～令和5年3月における事務執行状況の報告		
報告第18号	令和4年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	【財政課】
○ 地方自治法第233条第5項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項による健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告		
報告第19号	令和4年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について	【会計室】
○ 令和5年3月31日現在の財政状況の報告		
報告第20号	令和4年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について	【教育政策課】
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告		

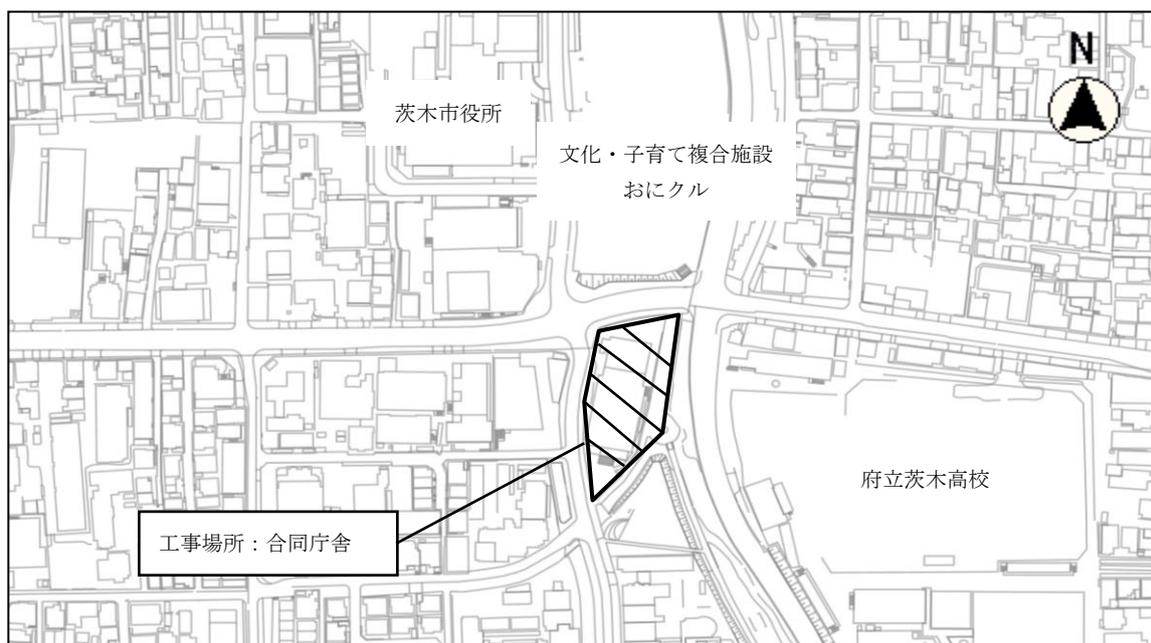
報告第21号	放棄した債権の報告について	【収納課】
<p>○ 茨木市債権の管理に関する条例の規定に基づく報告</p> <ul style="list-style-type: none">・ 放棄した私債権等 6件 3,827,002円		

合同庁舎内装改修工事

工事場所：茨木市東中条町2番13号

- (主な工事内容)
- 内装改修工事
 - 便所改修工事
 - 外構工事

(位置図)



(フロア配置)

改修前		改修後	
南側	北側	南側	北側
7階	・プラネタリウム	7階	・倉庫
6階	・人権センター	6階	・人権センター ・会議室 ・更生保護サポートセンター
5階	・子育て支援総合センター	5階	・社会福祉協議会
4階	・子育て支援総合センター	4階	・会議室
3階	・消防本部	3階	・消防本部
2階	・中条図書館	2階	・下水道総務課 ・水道総務課 ・水道工務課
1階	・中条図書館	1階	・下水道施設課 ・水道営業課

※ 変更部はゴシック

令和5年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
11 地方交付税	118,410		118,410	普通交付税
15 国庫支出金	199,357	199,357		新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金 183,635 学校施設環境改善交付金 15,722
16 府支出金	297	297		特殊詐欺対策機器普及促進事業補助金
20 繰越金	391,760		391,760	純繰越金
22 市 債	583,600	583,600		待機児童保育室整備債 141,000 小学校施設整備債 124,300 道路整備債 123,600
補 正 額 A	1,293,424	783,254	510,170	
補正前の予算額 B	113,537,359	50,087,835	63,449,524	
補正後の予算額 A + B	114,830,783	50,871,089	63,959,694	

令和5年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
2 総 務 費	81,537		18,550		62,987		
3 民 生 費	225,279		60,390		3,500	161,389	
4 衛 生 費	404,460	3,856	299,379		101,225		
7 商 工 費	594		594				
8 土 木 費	216,700					216,700	
10 教 育 費	364,854					364,854	
補 正 額 A	1,293,424	3,856	378,913		167,712	742,943	
補正前の予算額 B	113,537,359	18,215,948	20,643,947	31,301,895	10,369,783	18,175,256	14,830,530
補正後の予算額 A + B	114,830,783	18,219,804	21,022,860	31,301,895	10,537,495	18,918,199	14,830,530

補正予算（第3号）の内容について

1 基本方針

感染拡大の防止や安定した医療体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザへの対応策を実施する。

また、保育・教育環境の充実を図るほか、おにクルの開館や安威川ダム周辺整備に係る事業を推進するなど、行政ニーズ・行政課題等に対応した事業を追加する。

なお、年度内に完了しない事業について、継続費及び繰越明許費を設定する。

2 感染症対応策

(1) 感染拡大の防止

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
新型コロナウイルスへの対応		203,409	183,635	19,774
保健医療センター附属急病診療所における発熱外来の実施 【医療政策課】	日曜・休日等の外来対応に係る医療体制を確保するため、保健医療センター附属急病診療所において発熱外来を実施するにあたり、感染対策を講じる診療室の改修や屋外待機所を設置する経費等のほか、運営に係る指定管理料を措置する。 <実施>令和5年9月3日以降の日・休日等（年末年始含む） <診療時間>午前10時～正午・午後1時～5時	19,774		19,774
新型コロナウイルスワクチン接種の推進 【健康づくり課】	新型コロナウイルス感染症の重症化予防を図るため、令和5年秋季から開始となるワクチン接種に要する経費を措置する。 <対象者>①初回接種（1～3回目）を終了した6か月～4歳の市民 ②初回接種（1・2回目）を終了した5歳以上の市民 <接種時期>令和5年9月20日～令和6年3月末（予定） ※初回接種は令和6年3月末まで接種可 【財源：国 183,635】	183,635	183,635	
季節性インフルエンザへの対応		201,051		201,051
高齢者への季節性インフルエンザワクチン予防接種費用の無償化 【健康づくり課】	感染症に係る重症化リスクの軽減や安定した医療体制を確保するため、高齢者の季節性インフルエンザワクチン予防接種に係る費用を無償化する。 <期間>令和5年10月1日～令和6年1月31日 <対象>65歳以上の市民	88,652		88,652
乳幼児等への季節性インフルエンザワクチン予防接種費用の公費助成 【子育て支援課】	家庭内における感染リスクの軽減や安定した医療体制を確保するため、乳幼児や小中学生、高校生等及び妊婦の季節性インフルエンザワクチン予防接種に係る費用を公費助成する。 <期間>令和5年10月1日～令和6年1月31日 <対象>生後6か月から18歳(※)までの乳児・児童・生徒等及び妊婦 ※18歳到達後最初の4月1日まで <助成額>2,000円（医療機関での会計時に控除等）	112,399		112,399

3 行政ニーズ・行政課題等に対応する事業

(1) 特殊詐欺対策

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
特殊詐欺被害防止に向けた対策		594	297	297
特殊詐欺被害防止に向けた自動通話録音機の無償貸与 【市民生活相談課】	多発している特殊詐欺被害を防止するため、高齢者世帯に対し、自動通話録音機を無償で貸与する。 <対象>高齢者(65歳以上)がいる世帯 【財源：府 297】	594	297	297

(2) 障害福祉・保育・教育環境の充実

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
障害者施設の充実		3,500		3,500
障害者グループホームの開設補助 【障害福祉課】	障害者の共同生活援助施設であるグループホームを開設する団体に対して、施設整備に係る費用を補助する。 ①社会福祉法人 とんぼ福祉会 (開設場所：茨木市小柳町) ②特定非営利活動法人 エソラ (開設場所：茨木市平田台)	3,500		3,500
保育・教育施設の整備		586,633	458,622	128,011
待機児童保育室あゆみの移転に向けたこども健康センターの改修 〔継続費〕 〔繰越明許費〕 【保育幼稚園総務課】	公共施設の再編及び利便性の向上を図るため、待機児童保育室あゆみをこども健康センターに移転するための改修を行う。 修繕 工事(継続費<令和5年度：115,720、令和6年度：173,596>) 【財源：市債 141,000】	176,110	141,000	35,110
中央保育所の移転に向けた設計委託の実施 〔繰越明許費〕 【保育幼稚園総務課】	老朽化する中央保育所の移転・整備に向けて、設計委託を実施する。 設計 【財源：市債 36,500】	45,669	36,500	9,169
中学校へのエレベーター設置等 〔継続費〕 【施設課】	教育環境の充実を図るため、中学校にエレベーターの設置等を行う。 工事(継続費<令和5年度：127,090、令和6年度：190,676>) (豊川中、平田中) 【財源：国 15,722、市債 87,200】	127,090	102,922	24,168
小中学校プールの改修 〔繰越明許費〕 【施設課】	教育環境の充実を図るため、プールサイドの安全対策やバリアフリー対応に係る改修等を行う。 工事(茨木小、東小、山手台小、東雲中) 手数料 【財源：市債 178,200】	237,764	178,200	59,564

(3) おにクル関連事業の推進

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
おにクル関連事業の推進		18,550		18,550
おにクル周知等に係る記念品の作成 【共創推進課】	おにクル開館の効果的な周知等を行うため、開館イベント等で配布する記念品・ノベルティグッズを作成する。	13,850		13,850
おにクルでの共創アートプロジェクトの実施 【文化振興課】	おにクル館内において気軽に文化芸術と触れる機会を創出するため、京都芸術大学と連携した共創アートプロジェクトを実施する。	4,700		4,700

(4) 安威川ダム周辺の整備

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
安威川ダム周辺整備		14,000	6,300	7,700
安威川ダム周辺の整備 〔繰越明許費〕 【北部整備推進課】 【22頁参照】	ダムパークいばきた等での活動の促進を図るため、イベント等で使用する備品・消耗品を整備するほか、ダム周辺地域の活性化を図るため、大岩地区において展望広場の整備に向けた設計委託を実施する。 【財源：市債 6,300】	14,000	6,300	7,700

(5) 道路・公園の老朽化対策

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
道路・公園の改修		190,700	123,600	67,100
道路舗装等の改修 【道路課】	損傷・劣化や豪雨災害等により、対応すべき箇所が増加に対応するため、道路舗装等の改修に係る工事費を増額する。 工事 【財源：市債 100,800】	121,000	100,800	20,200
道路工事に係る施工時期の平準化 〔繰越明許費〕 【道路課】	公共工事における施工時期の平準化を図るため、令和6年度早期の時期に実施する道路維持や簡易舗装の工事費を措置する。 工事 【財源：市債 22,800】	53,400	22,800	30,600
若園公園バラ園の園路の改修 【公園緑地課】	公園利用者の安全性や利便性の向上を図るため、若園公園バラ園の園路を改修する。 工事	16,300		16,300

(6) 継続費・繰越明許費

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
継続費		
待機児童保育室整備事業 【保育幼稚園総務課】	継続費を設定する。 [期間] 令和5年度～令和6年度 [総額] 289,316 [年割額] (R5) 115,720 (R6) 173,596	289,316
中学校営繕事業 【施設課】	継続費を設定する。 [期間] 令和5年度～令和6年度 [総額] 317,766 [年割額] (R5) 127,090 (R6) 190,676	317,766
J R総持寺駅周辺整備事業 【道路課】	総額及び年割額を変更する。 [期間] 令和5年度～令和6年度 【補正前】 [総額] 114,000 [年割額] (R5) 45,600 (R6) 68,400 【補正後】 [総額] 144,000 [年割額] (R5) 57,600 (R6) 86,400	30,000
繰越明許費		
待機児童保育室空調設備改修事業 【保育幼稚園総務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	60,390
保育所整備事業 【保育幼稚園総務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	45,669
道路維持事業 【道路課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	28,000
道路簡易舗装事業 【道路課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	25,400
安威川ダム周辺整備事業 【北部整備推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	7,000
小学校維持補修事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	165,784
中学校維持補修事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	71,980

